

旭川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月25日策定
令和2年7月30日改定
令和5年3月27日改定
令和8年3月25日改定
旭川市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

旭川市においては、稲作を中心に畑作、野菜、果樹及び畜産等幅広い農産物が生産されており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間や山間地域では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作を中心とした土地利用型農業が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第5条第1項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び同法第6条第1項に規定する旭川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	13,700ha	0.0ha	0%
3年後の目標 (令和11年3月)	13,700ha	0.0ha	0%
目 標 (令和18年3月)	13,700ha	0.0ha	0%

【目標設定の考え方】

現状で遊休農地は発生していないが、本市の農業経営体数は減少傾向にあり、今後も農業者の高齢化や後継者不足による離農者の増加に伴い、新たな遊休農地の発生が懸念されているが、農地の適正化の推進という観点から、今後も遊休農地の発生防止に努めていく。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査について

優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法第30条の規定による農地利用状況調査を実施し、遊休農地を早期発見する。

イ 利用意向調査について

利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構や他関係機関と連携し、遊休農地の解消を図るよう支援する。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難とされた農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	13,700ha	11,618ha	84.80%
3年後の目標 (令和11年3月)	13,700ha	11,741ha	85.70%
目 標 (令和18年3月)	13,700ha	12,029ha	87.80%

【目標設定の考え方】

現状の集積率は84.80%で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で2023年度までの目標とされている80%を上回り、良好な水準である。

遊休農地と同様に農業を取り巻く様々な課題はあるが、農地の集積率向上は地域農業の発展に不可欠なものであることから、現状の集積率から年0.3%（集積面積では41.1haに相当）の増となる87.80%を目標値とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地の利用最適化について

関係機関と連携を図り、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業等の積極的な活用促進と、地域における農地利用集積に向けた調整とあっせん活動を実施し、農地の担い手への利用集積、分散した圃場の解消などにより農地の利用最適化の推進を図る。

イ 要望活動について

農業の大規模化への対応として、農作業の省力化のためICT化推進、人材確保、圃場整備のための基盤整備事業について、農業委員会法第38条に規定する市長に対する農業委員会の意見の提出等を通して要望活動を実施していく。

ウ 「地域計画」の見直しについて

10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しのため、農業者等による協議の場を通じて、農地の出し手と受け手の意向を把握し、スムーズに農地の利用集積・集約化を図る。

エ 所有者不明農地の取扱いについて

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積) ※指針策定時からの通算
現 状 (令和8年3月)	17人 (26.64ha)
3年後の目標 (令和11年3月)	20人 (30.24ha)
目 標 (令和18年3月)	27人 (38.64ha)

【目標設定の考え方】

現状の新規参入者については17人であるが、今後の新規参入者数はこれまでの実績から毎年1人とし、27人を目標値とする。

取得面積については、過去3年間の1人当たりの平均取得面積である1.2haとして算出する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農地の取得等への対応について

新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等の情報提供を行う。

イ 農業経営に関する指導について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

ウ 青年等就農計画について

青年等就農計画の審査・助言等を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

旭川市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、旭川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力